

# 分会情報

J R 東海労大阪仕業検査車両所分会  
No.148 2016. 2. 4  
発行責任者 松本 幸一  
編集責任者 教 宣 部

## コンプライアンス無視！！

## 会社の「J R 東海勤労情報」はプライバシー権の侵害だ！！

平成28年1月25日 会社は「J R 東海勤労情報 No.13」で「大阪地裁の賃金請求事件で会社側勝訴」と題し、「この事件は、J R 東海労に所属する社員（大阪第二運輸所に所属）が、平成25年度の夏季手当に減率適用を受けたことは、合理的な理由なくなされた違法なものであるとして、金銭の支払いを求めて大阪地方裁判所に提訴していたものです。（後略）」と書いて掲示しました。

しかし、この裁判は、ボーナスカット理由を職場で教えてもらえず、会社と組合との苦情処理会議の中でも、具体的な日付や注意・指導した管理者の名前を一切明らかにせず、注意・指導した内容の10件だけを抽象的に回答するだけであり、この社員はこれでは納得できず、大阪地方裁判所にボーナスカット理由とされる非違行為について、すべて5W1Hで具体的に明らかにさせるために、提訴し争われてきたものです。

この裁判は本人訴訟であります。よって会社の「J R 東海勤労情報」の中の「J R 東海労に所属する」「大阪第二運輸所に所属」「平成25年度の夏季手当に減率適用を受けた」「数多くの非違行為を行った」などの文言はプライバシー権の侵害に当たります。社員がどこの組合に所属しているかは関係ありません。職場を明記することで個人を特定しやすくなります。この社員が数多くの非違行為で平成25年度の夏季手当に減率適用を受けたことなどを職場に張り出し、社員だけでなく、関係会社、来客など一般の人にも広く知れ渡ります。まさにプライバシー権の侵害であります。 **会社は法令順守せよ！！**

**厚生労働省所管の独立行政法人 労働政策研究・研修機構のホームページにも書いています。**

- 1、使用者は、職場における労働者のプライバシーの保護に配慮することを求められます。
- 2、違法なプライバシー侵害行為としては、労務遂行にかかわりのない私的領に干渉することや、私生活にかかわる情報をみだりに第三者に開示することなどがあげられます。

**そもそもの問題は職場や苦情処理会議の中でもボーナスカット理由を会社が明確にしないことにあります。裁判でしか明らかにしないのです。  
すべての原因は会社にあります！！**